

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成20年8月12日

**【四半期会計期間】** 第74期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

**【会社名】** 三和ホールディングス株式会社

**【英訳名】** Sanwa Holdings Corporation

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 高山俊隆

**【本店の所在の場所】** 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号

**【電話番号】** 03 3346 3019

**【事務連絡者氏名】** 企画管理部長 石倉俊文

**【最寄りの連絡場所】** 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号

**【電話番号】** 03 3346 3019

**【事務連絡者氏名】** 企画管理部長 石倉俊文

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次		第74期 第1四半期連結累計(会計)期間	第73期
会計期間		自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高	(百万円)	57,309	323,445
経常損失( )又は経常利益	(百万円)	2,315	16,037
四半期純損失( )又は当期純利益	(百万円)	2,640	8,227
純資産額	(百万円)	99,416	149,330
総資産額	(百万円)	258,415	310,957
1株当たり純資産額	(円)	411.39	617.95
1株当たり四半期純損失( ) 又は当期純利益	(円)	10.93	33.45
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)		33.43
自己資本比率	(%)	38.5	48.0
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,423	19,383
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	703	10,580
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	315	3,761
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	27,328	26,056
従業員数	(名)	8,241	8,302

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失である為、記載しておりません。

3 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	8,241 (844)
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は就業人員数を記載しております。  
2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。  
3 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

### (2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	45 (6)
---------	-----------

- (注) 1 従業員数は就業人員数を記載しております。  
2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均雇用人員であります。  
3 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
ビル商業施設建材事業	25,052
住宅建材事業	14,077
メンテ・リフォーム事業	2,242
その他事業	812
合計	42,185

(注) 1 金額は、製造原価によっており、相殺消去前の金額であります。  
 2 上記の金額に、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	受注残高(百万円)
ビル商業施設建材事業	41,066	91,863
住宅建材事業	4,022	287
合計	45,088	92,150

(注) 1 メンテ・リフォーム事業及び在外子会社は受注生産を行っておりません。  
 2 上記の金額は、相殺消去前の金額であります。  
 3 上記の金額に、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
ビル商業施設建材事業	33,742
住宅建材事業	18,132
メンテ・リフォーム事業	4,441
その他事業	991
合計	57,309

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。  
 2 上記の金額に、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期における経営環境は、国内においては、原油・原材料価格の大幅な高騰、急激な円高、米国サブプライムローン問題に端を発した金融市場の混乱などの影響により、企業収益が圧迫され、景気後退懸念が高まりました。

海外においても、米国では原油・原材料価格の大幅な高騰やサブプライムローン問題により景気の減速傾向が顕著となり、欧州においても景気の減速懸念が強まっております。

当社グループを取り巻く環境は、継続的な住宅関連主体の外部環境悪化や、建築基準法の改正に伴う建築確認作業の混乱による新規住宅建築着工戸数の減少、予想を上回る鋼材価格の上昇など、厳しい環境が続きました。

このような環境下、当社グループは、第三次3カ年計画及び長期経営ビジョン『三和2010ビジョン』の実現に向けて、非シャッター分野での受注拡大、メンテナンス・サービスの業容拡充、各種販売促進活動に注力し、コスト面では、販売価格の見直しや大型物件の採算管理、労働生産性の向上、経営コストの削減に努め、グループを挙げてこれら諸施策に取り組みました。

しかしながら、当第1四半期における連結売上高は、国内での建築基準法の改正に伴う建築確認混乱の影響や米国での住宅市場の低迷等により57,309百万円となりました。利益面では、コスト削減や販売価格の見直しに努めましたが、減収の影響を補えず、のれん償却処理の実施などもあり、2,145百万円の営業損失、2,315百万円の経常損失、2,640百万円の四半期純損失となりました。

事業の種類別セグメントの業績は以下のとおりであります。

#### ビル商業施設建材事業

国内での改正建築基準法の影響などを受け、売上高は33,742百万円となりました。営業損益では、売価アップとコスト削減努力に注力しましたが、原油・原材料価格の大幅な高騰などにより1,159百万円の営業損失となりました。

#### 住宅建材事業

国内での改正建築基準法の影響や海外での住宅市場の低迷により、売上高は18,132百万円となりました。営業損益では、売価アップとコスト削減努力に注力しましたが、原油・原材料価格の大幅な高騰などにより1,226百万円の営業損失となりました。

#### メンテ・リフォーム事業

サービス内容の充実や社会的な安全意識の高まりにより、売上高は4,441百万円となりました。営業損益では、コスト削減効果などにより318百万円の営業利益となりました。

#### その他事業

米国におけるトラック・トレーラーなどの車両用ドアが主たる事業であります。米国のトラック・トレーラー用ドアの景気減速の影響を受け、売上高は991百万円となり、営業損益でも、78百万円の営業損失となりました。

所在地別セグメントの業績は以下のとおりであります。

#### 日本

改正建築基準法の影響やそれを契機としたマンション等の需要減により売上高は伸長せず、29,644百万円となりました。営業損益では、売価アップとコスト削減努力に注力しましたが、原油・原材料価格の大幅な高騰などにより836百万円の営業損失となりました。

#### 北米

住宅市場低迷の影響によるガレージ・ドアの落込みを主体に住宅建材での減収の影響が大きく、売上高は13,238百万円となりました。営業損益では、売価アップとコスト削減努力に注力しましたが、原油・原材料価格の大幅な高騰などにより805百万円の営業損失となりました。

#### 欧州

ドイツ等での住宅市場の落込みが大きいものの、産業用ドアが好調に推移し、微減収にとどまり、売上高は14,426百万円となりました。営業損益では、売価アップとコスト削減努力に注力しましたが、北米同様に原油・原材料価格の大幅な高騰を補えず503百万円の営業損失となりました。

## (2) 財政状態の分析

前連結会計年度末と比較して、総資産が52,541百万円減少し258,415百万円となり、自己資本が49,914百万円減少し99,416百万円となったため、自己資本比率は前連結会計年度より9.5ポイント減少し、38.5%となりました。また、負債は2,627百万円減少し158,999百万円となりました。主な内訳は、資産では、のれん及び売上債権の減少であり、負債では、仕入債務及び借入金の減少であります。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）四半期末残高は前連結会計年度末に比べ、1,272百万円増加し、27,328百万円となりました。当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

### 営業活動によるキャッシュ・フロー

税金等調整前四半期純損失となりましたが、主に売上債権の減少に伴う資金の回収により、2,423百万円の資金増加となりました。

### 投資活動によるキャッシュ・フロー

貸付金の回収による収入がありましたが、固定資産の取得による支出、有価証券・投資有価証券の取得による支出により703百万円の資金減少となりました。

### 財務活動によるキャッシュ・フロー

主に配当金の支払により315百万円の資金減少となりました。

## (4) 事業上及び財務上対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社は、平成19年6月22日開催の第72期定時株主総会において、当社株式の大量買付に関する対応策（以下「現行プラン」といいます。）を導入いたしました。その後の状況を踏まえ更なる検討を加えた結果、現行プランが第73期定時株主総会の終結の時（平成20年6月24日）をもって有効期間の満了を迎えるにあたり、平成20年5月12日開催の取締役会において基本方針の一部を下記1.記載のとおり改定した上で、現行プランについて所要の修正を加えた当社株式の大量買付に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）に更新することを決議し、平成20年6月24日開催の第73期定時株主総会において承認可決されました。

### 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループは、「安全、安心、快適を提供することにより社会に貢献する」ことを使命と定め、この使命を具現化した商品とサービスをお客様に提供することにより、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に取り組んでおります。

その上で、当社グループは以下を経営理念として定め、これらを実践することが、当社グループの企業

価値の源泉であると考えています。

お客さますべてが満足する商品、サービスを提供する

世界の各地域で評価されるグローバルな企業グループとなる

個人の創造力を結集してチームワークにより企業価値を高める

かかる経営理念のもと、現在、当社グループは、日本における強固な事業基盤を基礎としつつ、米国・欧州・中国（アジア）等の世界主要地域に事業展開しています。かかる各地域でその地域特性を生かした販売・調達・生産・技術開発及び新ビジネスの開拓を各々の地域のグループ会社が分担するとともに、当社グループとしてグローバル・シナジーを最大限に発揮することが、お客様が満足する競争力の高い製品・サービスを提供するために必要と考えております。また、当社グループは、「スチール建材のグローバル・トップ・ブランド」を目指した取組みを行っておりますが、ブランドの育成・確立は一朝一夕にできるものではなく、役職員が一丸となって、お客様に対し、安全・安心・快適を中長期的に安定的に提供するとともに、社会の期待と信頼に応えるべく情報公開の拡充や法令遵守・環境保全・社会貢献等による企業の社会的責任の達成等を図ることで、はじめて皆様からの信頼を得られるものと考えております。

これらの取組みによって、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を持続的かつ長期的に向上させるためには、株主の皆様はもとより、お客様、取引先、従業員、地域関係者等のステークホルダーとの適切な関係を維持、発展させていくことが極めて重要であり、これらのステークホルダーの利益にも十分配慮した経営を行う必要があります。

従って、当社の株券等の大量取得の提案を受けた場合、その大量取得が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するためには、買収者の大量取得の目的、買収者の提案する事業計画の実現可能性・適法性、当社グループのブランド・人的資源を含む有形無形の経営資源、ステークホルダーに与える影響とそれが企業価値に及ぼす影響、世界中の各地域の有機的結合により実現されるシナジー効果等、当社グループの企業価値を構成する要素が十分に把握される必要があります。

当社は当社株主の在り方について、株主は市場における自由な取引により当社株式を取得した株主に必然的に決まるものと認識しており、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には、当社株主の総体的意思に委ねられるべきものと考えています。しかし、上記の様々な要素に鑑みて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株券等の大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

具体的には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。このように当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられる者でなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

## 2. 本プランの内容（上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的な内容）

### (1) 本プランの目的

本プランは、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。当社株券等に対する買付等（2.「本プランの内容」(2)に定義されます。以下同じ。）が行われた際に、当該買付等を行おうとする買付者等（2.「本プランの内



容」(2)に定義されます。以下同じ。)に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討・分析等を行う時間を確保し、当社株主に当社経営陣の計画や代替案等を提示し、又は当該買付者等と交渉等を行う等により、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。なお、現時点において、当社は、買付等の具体的な脅威に晒されているわけではありません。

## (2) 対象買付等、独立委員会及び買付者等に対する情報要求

### (a) 対象となる買付等

本プランは、以下の又はに該当する行為もしくはこれに類似する行為又はこれらの提案(当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得

当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

### (b) 独立委員会の設置

本プランにおいて、新株予約権の無償割当ての実施・不実施又は新株予約権の取得等の判断について、当社経営陣(社内取締役、執行役員)の恣意的な判断を排除するため「独立委員会規則」に従い、独立委員会を設置するものとします。独立委員会の委員は、当社の経営陣から独立している(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、(iii)実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは、会社法等を主たる研究対象とする研究者等の有識者の中から当社取締役会が選任するものによって構成されております。

### (c) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会があらかじめ本プランの適用対象とならない買付等であると認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、独立委員会が適宜合理的に定める回答期間内に、「買付情報」に記載する買付等に係る情報(以下「買付情報」といいます。)及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「買付説明書」といいます。)を当社の定める書式により提出していただきます。

## (3) 買付等の内容及び方法の検討・分析、買付者等との交渉、代替案の提示等

### (a) 買付者等からの追加的情報提供の要求

当社取締役会は、買付者等から上記買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提出するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が買付情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、直接又は間接に、買付情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、当該買付情報を追加的に提供していただきます。

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認める場合には、引き続き買付説明書及び買付情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

### (b) 当社取締役会に対する情報提供の要求

買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加提出を求めた買付情報(以下「追加情報」といいます。)が提出された場合、独立委員会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び買付情報の内容、当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等の検討

・分析等を行うため、上記(a)の買付者等への買付情報の追加提出要求と同時並行して当社取締役会に対しても、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含みます。以下同じ。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することがあります。かかる要求がなされた場合は、当社取締役会は独立委員会の定めた回答期限（但し、原則として当社取締役会が買付者等から買付説明書及び実質的に追加情報を受領したと認められる日から60日間を上限とします。）までに当該情報等を提供するものとします。

なお、当社グループは、日本・米国・欧州・中国（アジア）でそれぞれの事業をバランスよく均衡させ、当社グループとしてのグローバル・シナジーを最大限発揮し、常にお客様のニーズにあった競争力の高い製品・サービスを提供することにより、当社グループ全体の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に取り組んでおります。よって、当社取締役会といたしましては、買付者等の買付等の内容についてグループ全体の企業価値及び株主共同の利益を毀損しないか等多面的に評価・検討し、慎重に意見を取り纏めるため、原則として最大60日間の検討期間が必要と考えております。

#### (c) 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記のとおり情報等の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報等の受理が完了した後、原則として最大60日間、買付者等の買付等の内容及び方法の検討、当社取締役会の提出した代替案の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行うものとします（以下、かかる検討、情報収集等を行う期間を「委員会検討期間」といいます。）。

また、独立委員会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から買付等の内容の改善のため、必要に応じて、直接又は間接（当社取締役会等を通じて）に買付者等と交渉等を行い、また当社取締役会の代替案（もしあれば）等の株主等に対する提示等を行うものとします。

独立委員会は、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するため、当社の費用負担で独立した投資銀行（フィナンシャル・アドバイザー）、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家の助言を得ることができるものとします。

#### (d) 情報開示

独立委員会は、「買付者等が現れた事実」及び「買付者等から買付説明書が提出された事実」については直ちに情報開示を行い、「買付者等及び当社取締役会からの情報等の受理の完了」については当該完了時点で直ちにその旨を買付者等に対し通知すると共に、情報開示を行います。また、「買付情報」その他独立委員会が適切と判断する事項については、適時適切に情報開示を行います。

#### (4) 独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、買収者が現れた場合、次の手続に従い当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記(a)ないし(c)に定める勧告その他の決議をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。また、委員会検討期間を延長する場合にも、独立委員会は、延長期間及び延長理由を直ちに情報開示するものとします。

##### (a) 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容及び方法の検討の結果、買付者等の買付等が(5)「新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、かつ新株予約権の無償割当てをすることが相当と判断する場合、当社取締役会に対して新株予約権の無償割当てを実施すべき旨を勧告します。

また、独立委員会は、一旦新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、新株予約権の無償割当ての効力発生日までは新株予約権の

無償割当ての中止について決議し、又は新株予約権の無償割当ての効力発生日後その行使期間の初日の前々営業日までは新株予約権の無償取得を含む当社の行うべき行為について新たな決議をし、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(5)「新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても新株予約権の無償割当てを実施することが相当でない場合

(b) 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容及び方法の検討、買付者等との交渉等の結果、買付者等の買付等が(5)「新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断したときは、当社取締役会に対して新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、上記(a)前段の要件を充足することとなった場合には、新株予約権の無償割当ての実施の勧告を含む新たな決議をし、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(c) 独立委員会が委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、委員会検討期間の満了時まで、本プランの発動又は不発動の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は買付者等の買付等内容及び方法の検討、買付者等との交渉等、代替案の検討等のために合理的に必要とされる範囲内（但し、原則として30日を超えないものとします。）で、委員会検討期間を延長する旨の決議を行うことができるものとします。

(d) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告等を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

買付者等並びにその共同保有者及び特別関係者は、当社取締役会が新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等をしてはならないものとします。

なお、当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(5) 新株予約権の無償割当ての要件

買付者等の買付等の内容及び方法が、次のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合には(4)「独立委員会による勧告等の手続」に定める手続により新株予約権の無償割当てを行うことを予定しております。なお、上記(4)「独立委員会による勧告等の手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

(a) 本プランに定める手続を遵守しない買付等の場合

(b) 次の **ないし** の行為により、買付者等が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらす虞のある買付等の場合

株券等を買占め、その株券等について会社関係者に高値で買取りを要求する行為

会社経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要な資産（製造設備、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、顧客や調達先との取引等）を廉価に移譲させる等、当社グループの犠牲の下に買付者等やそのグループ会社の利益を実現する経営を行うような行為

当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社の債務の担保や弁済原資として流用する行為

会社経営を一時的に支配し、当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券等高額資産を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当を実施させるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式等を高値で売り抜ける行為

- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式を買付けられない場合、二段階目の買付にかかる条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで株式の買付を行うこと。）等、株主に株式の売却を事実上強要する虞のある買付等
  - (d) 買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われる買付等
  - (e) 買付情報その他買付等の内容及び方法を判断するために合理的に必要とされる情報が提供されず、又は提供されたとしても不十分な提供である場合
  - (f) 買付等条件等（対価の価額・種類、買付時期、買付方法の適法性、買付の実現性、買付後の経営方針又は事業計画を含みます。）が当社の本源的価値に鑑みて不十分あるいは不適切な買付等
  - (g) 当社の持続的な企業価値の増大のために必要な当社グループの従業員、取引先等の利害関係者との関係又は当社グループのブランド価値もしくは企業文化を破壊すること等により、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する重大な虞をもたらす買付等
- (6) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づく新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の概要は以下の通りです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1を上限とする金額の範囲内で、新株予約権無償割当て決議において別途定める金額とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)項の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

( )特定大量保有者、( )特定大量保有者の共同保有者、( )特定大量買付者、( )特定大量買付者の特別関係者、もしくは( )上記( )ないし( )に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、( )上記( )ないし( )に該当する者の関連者(以下、( )ないし( )に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者の保有する新株予約権も適用法令に従うことを条件として、下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、原則として当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

当社は、行使期間開始日の前々営業日までの間いつでも、当社が本新株予約権を別途取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、新株予約権の無償割当て決議で定めるところに従い、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前々営業日までに未行使のもの全てを取得し(その一部の取得は認められません。)、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の別途定める日の前々営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(7) 本プランの更新手続

本プランは、第73期定時株主総会における承認を得ることを条件として更新しております。

(8) 本プランの有効期間並びにその廃止及び変更

本プランの有効期間は、第73期定時株主総会の終結後平成23年3月期に係る定時株主総会(平成23年6月開催予定)終結の時までの3年間とします。但し、有効期間満了前であっても、(i)当社株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項についての取締役会への委任を撤回する旨の決議がなされた場合、又は(ii)取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合は、その時点をもって本プランは廃止されるものとします。また、本プランの有効期間中に、上記株主総会決議による委任の趣旨に反しない範囲内で、独立委員会の承認を得た上で、本プランの修正又は変更を行うことができるものとします。

本プランが廃止、修正又は変更された場合、当社取締役会はその内容その他の事項について速やかに情報開示を行うものとします。

3. 本プランに対する取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、本プランは基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと判断しております。その理由は以下の(1)な

いし(6)に記載のとおりです。

(1) 株主意思の反映

本プランは、第73期定時株主総会における株主の承認を条件に更新されます。更に、その有効期間は平成23年3月期の事業年度に係る定時株主総会の終結の時までの3年間であり、さらに、本プランの有効期間満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、株主の総体的意思が反映されることとなります。

(2) 独立性の高い社外者の判断

本プランは、その発動等に係る手続において、当社取締役会の恣意的判断を排除し、客観的な判断を行うために独立委員会を設置します。独立委員会は、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは、会社法等を主たる研究対象とする研究者等の有識者から取締役会が選任した者によって構成され、独立性を確保します。

(3) 本プラン発動のための客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、これらの客観的要件は基本方針における当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切とされる場合と一致させています。これにより、当社の会社役員による恣意的な発動を防止します。

(4) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足していると思料します。

(5) 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的とすること

本プランは、上記2.(1)の「本プランの目的」に記載したとおり、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当社が、当該買付等についての情報収集・検討・分析等を行う時間を確保し、当社株主に当社経営陣の計画や代替案等を提示し、又は買付者等と交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2.(8)の「本プランの有効期間並びにその廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は、669百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	550,000,000
計	550,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	257,920,497	257,920,497	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	
計	257,920,497	257,920,497		

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日		257,920		38,413		39,902

#### (5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。



(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 16,266,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 240,008,000	240,008	
単元未満株式	普通株式 1,646,497		
発行済株式総数	257,920,497		
総株主の議決権		240,008	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が157,000株(議決権157個)含まれております。  
2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式818株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三和ホールディングス 株式会社	東京都新宿区西新宿 二丁目1番1号	16,266,000		16,266,000	6.31
計		16,266,000		16,266,000	6.31

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	448	462	440
最低(円)	380	397	394

(注) 株価の最高・最低は東京証券取引所市場第一部におけるものを記載しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、協立監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	20,559	19,688
受取手形及び売掛金	62,226	77,067
有価証券	7,531	7,528
商品	1,790	702
製品	5,558	6,999
半製品	37	31
原材料	11,746	12,296
仕掛品	28,623	20,138
その他	9,563	8,886
貸倒引当金	1,464	1,610
流動資産合計	146,173	151,728
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1 16,586	1 17,347
土地	22,617	22,755
その他(純額)	1 13,956	1 14,719
有形固定資産合計	53,160	54,822
無形固定資産		
のれん	2,634	48,518
その他	12,236	12,391
無形固定資産合計	14,870	60,909
投資その他の資産		
投資有価証券	32,326	30,896
その他	12,401	13,125
貸倒引当金	517	525
投資その他の資産合計	44,211	43,496
固定資産合計	112,242	159,228
資産合計	258,415	310,957

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	40,198	43,461
短期社債	5,000	5,000
短期借入金	28,349	28,105
未払法人税等	694	3,269
賞与引当金	4,132	3,112
役員賞与引当金	60	60
その他	27,552	24,976
流動負債合計	105,987	107,986
固定負債		
社債	15,000	15,000
長期借入金	21,779	22,668
退職給付引当金	10,579	10,107
役員退職慰労引当金	42	875
その他	5,610	4,987
固定負債合計	53,011	53,639
負債合計	158,999	161,626
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	38,413	38,413
資本剰余金	39,902	39,902
利益剰余金	27,874	75,677
自己株式	9,190	9,191
株主資本合計	97,000	144,802
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	890	1,743
繰延ヘッジ損益	10	0
為替換算調整勘定	3,295	6,271
評価・換算差額等合計	2,415	4,527
純資産合計	99,416	149,330
負債純資産合計	258,415	310,957

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	57,309
売上原価	42,290
売上総利益	15,018
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 17,164
営業損失( )	2,145
営業外収益	
受取利息	79
受取配当金	160
有価証券売却益	56
その他	145
営業外収益合計	441
営業外費用	
支払利息	441
持分法による投資損失	67
その他	101
営業外費用合計	611
経常損失( )	2,315
特別利益	
前期損益修正益	0
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	11
特別利益合計	11
特別損失	
固定資産処分損	1
子会社事業再構築費用	120
役員退職慰労金	183
その他	5
特別損失合計	311
税金等調整前四半期純損失( )	2,614
法人税等	<sup>2</sup> 26
四半期純損失( )	2,640

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純損失( )	2,614
減価償却費	1,309
のれん償却額	1,482
貸倒引当金の増減額( は減少)	75
賞与引当金の増減額( は減少)	1,067
退職給付引当金の増減額( は減少)	235
受取利息及び受取配当金	240
支払利息	441
持分法による投資損益( は益)	67
売上債権の増減額( は増加)	13,222
たな卸資産の増減額( は増加)	9,101
仕入債務の増減額( は減少)	2,579
その他	3,020
小計	5,765
利息及び配当金の受取額	244
利息の支払額	404
法人税等の支払額	3,181
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,423
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	1,752
有価証券及び投資有価証券の売却による収入	1,157
固定資産の取得による支出	1,498
貸付けによる支出	373
貸付金の回収による収入	1,633
その他	129
投資活動によるキャッシュ・フロー	703
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額( は減少)	1,662
長期借入れによる収入	723
長期借入金の返済による支出	1,130
自己株式の増減額( は増加)	0
配当金の支払額	1,570
財務活動によるキャッシュ・フロー	315
現金及び現金同等物に係る換算差額	132
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	1,272
現金及び現金同等物の期首残高	26,056
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 27,328

## 【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より、重要性が増したため、新たに連結の範囲に含めた連結子会社は次のとおりであります。 NF Industrie S.a.r.l</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 31社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(棚卸資産の評価に関する会計基準の適用) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、主として原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。 これによる損益に与える影響はありません。 (連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を当第1四半期連結会計期間から適用し、連結決算上必要な修正として在外子会社ののれん償却処理を実施しております。 この結果、従来の方法によった場合に比べて、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失は、それぞれ1,444百万円増加しております。また、期首の利益剰余金から43,590百万円を減額したことに伴い、利益剰余金が同額減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

## 【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	一部の連結子会社において、当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 棚卸資産の評価方法	一部の連結子会社において、当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
3. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算出する方法によっております。
4. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	一部の連結子会社において、法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 また、一部の連結子会社において、繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境及び一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

## 【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1. 税金費用の計算	一部の連結子会社において、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に該当見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。



## 【追加情報】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1.有形固定資産の耐用年数の変更	<p>国内連結子会社の機械装置の耐用年数については、当第1四半期連結会計期間より、法人税法の改正を契機として見直しを行っております。</p> <p>これにより、従来の方法によった場合に比べて、減価償却費は、37百万円増加しております。また、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失は、それぞれ31百万円増加しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

## 【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 70,058百万円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 71,432百万円

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1. 販売費及び一般管理費の主なもの	
貸倒引当金繰入額	106百万円
給料手当	5,706百万円
従業員賞与引当金繰入額	1,052百万円
退職給付費用	486百万円
2. 当第1四半期連結累計期間における税金費用については、法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額を一括し「法人税等」として表示しております。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	20,559百万円
有価証券勘定	7,531百万円
預入期間が3ヶ月超の定期預金	735百万円
取得日から償還日までの期間が3ヶ月を超える債券等	27百万円
現金及び現金同等物	<u>27,328百万円</u>

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	257,920,497

## 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	16,261,091

## 3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,570	6.5	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

## 5 株主資本の著しい変動に関する事項

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用しております。これにより、在外子会社ののれん償却処理を実施したため、利益剰余金は過年度にかかる償却相当額として43,590百万円、当第1四半期連結会計期間にかかる償却相当額として1,444百万円それぞれ減少しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	ビル 商業施設 建材事業 (百万円)	住宅 建材事業 (百万円)	メンテ・ リフォーム 事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	33,742	18,132	4,441	991	57,309		57,309
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	13	76	1		90	(90)	
計	33,755	18,209	4,443	991	57,400	(90)	57,309
営業利益又は営業損失( )	1,159	1,226	318	78	2,145		2,145

- (注) 1 製品系列を考慮し、事業区分を行っております。  
2 各事業の主な製品は以下のとおりであります。  
(1) ビル商業施設建材事業.....シャッター製品、シャッター関連製品、ビル用ドア製品、間仕切製品、ステンレス製品、フロント製品、荷役設備製品等  
(2) 住宅建材事業.....窓製品、住宅用ドア製品、エクステリア製品、住宅用ガレージドア製品等  
(3) メンテ・リフォーム事業...メンテナンスサービス事業、リフォーム事業  
(4) その他事業.....車両用ドア製品  
3 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」を適用しております。これにより、従来の方法によった場合に比べ、営業損失は「ビル商業施設建材事業」で609百万円、「住宅建材事業」で758百万円、「その他事業」で60百万円、それぞれ増加しております。また、営業利益は「メンテ・リフォーム事業」で16百万円減少しております。  
4 「追加情報」に記載のとおり、国内連結子会社の機械装置の耐用年数については、当第1四半期連結会計期間より、法人税法の改正を契機として見直しを行っております。これにより、従来の方法によった場合に比べ、営業損失は「ビル商業施設建材事業」で26百万円、「住宅建材事業」で4百万円、それぞれ増加しております。

## 【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	29,644	13,238	14,426	57,309		57,309
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	0	9	5	15	(15)	
計	29,644	13,248	14,431	57,324	(15)	57,309
営業損失( )	836	805	503	2,145		2,145

(注) 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

- 1 国又は地域の区分の方法.....地理的近接度による
- 2 各区分に属する主な国又は地域.....北 米：アメリカ、カナダ  
欧 州：ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、イギリス他
- 3 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」を適用しております。これにより、従来の方法によった場合に比べ、営業損失は「北米」で1,006百万円、「欧州」で438百万円、それぞれ増加しております。
- 4 「追加情報」に記載のとおり、国内連結子会社の機械装置の耐用年数については、当第1四半期連結会計期間より、法人税法の改正を契機として見直しを行っております。これにより、従来の方法によった場合に比べ、営業損失は「日本」で31百万円増加しております。

## 【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	北米	欧州	その他	計
海外売上高(百万円)	12,993	14,417	290	27,701
連結売上高(百万円)				57,309
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	22.7	25.2	0.5	48.3

(注) 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

- 1 国又は地域の区分の方法.....地理的近接度による
- 2 各区分に属する主な国又は地域.....北 米：アメリカ、カナダ  
欧 州：ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、イギリス他  
その他：中国、東南アジア他
- 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

## (1株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
411.39円	617.95円

## 2 1株当たり四半期純損失等

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純損失	10.93円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失である為、記載していません。

2. 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期純損失(百万円)	2,640
普通株主に帰属しない金額(百万円)	
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	2,640
普通株式の期中平均株式数(千株)	241,656
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月11日

三和ホールディングス株式会社

取締役会 御中

協立監査法人

代表社員 公認会計士 御 前 善 彦 印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 朝 田 潔 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三和ホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三和ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

(追記情報)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。